

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十五号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の二第二項」に改め、同条第五項中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第三十六条中「寄附金控除額」を削る。

第三十八条の三中「前三条」を「前四条」に改め、同条を第三十八条の四とする。

第三十八条の二中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第三十八条の三とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除）

第三十八条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字

社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第七条の十七各号に規定するもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第三十七条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三十七条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第四十三条第一項第五号中「第三十八条の三」を「第三十八条の四」に、「第三百十四条の八第三項」を「第三百十四条の九第三項」に改める。

第四十五条第一項の表の第一号を次のように改める。

	年額	二万円
一 次に掲げる法人		
イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第三十四条第五項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）		
ロ 人格のない社団等		
ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）		
ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）		
ホ 法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として令第六条の二十三の二の規定により算定した金額。以下この表において「資本金等の額」という。）を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの		

第四十六条の十三第一項中「国外特定配当等」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）」を加え、同条第二項中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第四十六条の十九第二項中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第四十七条第一項第一号口中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十四条の三第十一項第一号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「民法第三十四条の法人」を「公益社団

法人又は公益財団法人」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第六十五条第十三項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

附則第四条の二第二項第二号中「第三十八条の二」を「から第三十八条の三まで」に、「及び附則第六条の四第一項」を「、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五第一項」に改め、同項第三号中「第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「及び法附則第五条の四第六項」を「、法附則第五条の四第六項及び法附則第五条の五第二項」に改め、同条第三項中「第三十八条の三」を「第三十八条の四」に、「前三条」を「前四条」に改める。

附則第六条第二項中「第三十八条の三」の下に「及び第三十八条の四」を加え、「同条」を「第三十八条の三」に、「とあるのは、「前三条及び」を「とあるのは「前三条並びに」に、「とする」を「と、第三十八条の四中「前四条」とあるのは「前四条並びに附則第六条第一項」とする」に改める。

附則第六条の三を次のように改める。

第六条の三 削除

附則第六条の四第一項第二号口中「第二十五条第二項」を「第八条の四第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、「第二十五条第二項」に、「同法第三十七条の十一第一項」を「平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項」に改め、同号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改め、同条第二項中「第三十八条の三」の下に「及び第三十八条の四」を加え、「同条」を「第三十八条の三」に、「とあるのは、「前三条及び」を「とあるのは「前三条並びに」に、「とする」を「と、第三十八条の四中「前四条」とあるのは「前四条並びに附則第六条の四第一項」とする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第六条の五 第三十八条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第八条第一項、附則第九条第一項、附則第十条第一項、附則第十一条第一項、附則第十二条第一項又は附則第十三条の二の七第一項の規定の適用を受けるときは、第三十八条の二第二項に規定する特例控除額は、

同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 第三十七条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三十八条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第三十七条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三十八条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三 前年中の所得について附則第九条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の五十

四 前年中の所得について附則第十一条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の六十

五 前年中の所得について附則第八条第一項、附則第十条第一項、附則第十一条の二第一項又は附則第十一条の二の七第一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

附則第八条を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第八条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第三十五条第一項及び第二項並びに第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第一号の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第六条第一項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第三十五条第一項及び第二項並びに第三十七条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第八条の四第三項第二号の規定により適用されるところによる。

二 第三十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

三 第三十八条から第三十八条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の四第一項及び附則第六条の五第一項の規定の適用については、第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第八条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」とする。

四 附則第四条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第九条第三項第三号中「第三十八条の三まで、」を「第三十八条の四まで、」に、「及び附則第六条の四第一項の規定」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の五

一項の規定」に、「第三十八条から第三十八条の三までの規定」を「第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に、「附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」を「第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」に改める。

附則第十条第二項第三号中「第三十八条の三まで、」を「第三十八条の四まで、」に、「及び附則第六条の四第一項の規定」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の五第一項の規定」に、「第三十八条から第三十八条の三までの規定」を「第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に、「附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」を「第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」に改める。

附則第十一条第三項第三号中「第三十八条の三まで、」を「第三十八条の四まで、」に、「及び附則第六条の四第一項の規定」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の五第一項の規定」に、「第三十八条から第三十八条の三までの規定」を「第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に、「附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」を「第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」に改める。

附則第十一条の二第一項中「及び附則第十一条の二の三第一項」を削り、同条第四項第

三号中「第三十八条の三まで、」を「第三十八条の四まで、」に、「及び附則第六条の四第一項の規定」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の五第一項の規定」に、「第三十八条から第三十八条の三までの規定」を「第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第一項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に、「附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」を「第三十八条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第二項及び附則第六条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」に改める。

附則第十一条の二の二中「及び次条第一項」を削る。

附則第十一条の二の三を次のように改める。

第十一条の二の三 削除

附則第十一条の二の四の見出し中「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）」を削り、「金額を」を「金額（第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「附則第三十五条の二の四第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に、「を限度として」を「及び附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十九条の四の規定による申告書を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第十一条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第八条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十一の第三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第五項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の五第一項の規定により計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第十一条の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令附則第十八条の五第二項の規定により計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第八条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは、「配当所得の金額（附則第十一条の二の四第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。

附則第十一条の二の四に次の一項を加える。

6 第四項の規定の適用がある場合における附則第八条第一項及び第二項並びに附則第十一条の二第二項から第三項までの規定の適用については、附則第八条第一項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第十一条の二の四第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第十一条の二第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第十一条の二の四第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第十一条の二の五第三項を次のように改める。

3 前項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第二項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第十一条の二の五第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第十一条の二の六を次のように改める。

第十一条の二の六 削除

附則第十一条の二の七第二項第三号中「第三十八条の三まで、」を「第三十八条の四まで、」に、「及び附則第六条の四第一項の規定」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の五第一項の規定」に、「第三十八条から第三十八条の三までの規定」を「第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項前段、第三十八条の三、第三十八条の

四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に、「附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」を「第三十八条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第六条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」に改める。

附則第十一条の二の九第二項第二号中「第三十八条の三まで、」を「第三十八条の四まで、」に、「及び附則第六条の四第一項の規定」を、「附則第六条の四第一項及び附則第六条の五第一項の規定」に、「第三十八条から第三十八条の三までの規定」を「第三十八条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第三十八条の二第二項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に、「附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項前段、第三十八条の三、第三十八条の四、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十八条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」に改め、同条第二項及び附則第六条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額の合計額」に改め、同条第六項中「第三十八条の三」を「第三十八条の四」に改める。

附則第十一条の二の十一の次に次の一条を加える。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法第二条による法人の事業税の税率の特例)

第十一条の二の十二 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)
(第二条の規定により、平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第五十条及び附則第十一条の二の十一の規定の適用については、第五十条第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、附則第十一条の二の十一中「第五十条第一項第二号」とあるのは「附則第十一条の二の十二の規定により読み替えられた第五十条第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十一条の二の十一の次に一条を加える改正規定 平成二十年十月一日
- 二 第三十四条第五項、第四十五条、第四十七条、第六十四条の三及び第六十五条の改正規定並びに附則第三条の規定 平成二十年十二月一日
- 三 第三十四条第一項、第四十六条の十九、附則第六条の三、附則第十一条の二の六及び附則第十一条の二の九第三項の改正規定並びに次条第一項から第三項まで、第十四項及び第十五項の規定 平成二十一年一月一日
- 四 第四十六条の十三、附則第八条及び附則第十一条の二の四の改正規定並びに次条第六項から第九項までの規定 平成二十二年一月一日

五 附則第六条の四第一項第二号口、附則第十一条の二、附則第十一条の二の三及び附則第十一条の二の五の改正規定並びに次条第十項から第十三項までの規定 平成二十二年四月一日
(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の広島県税条例(以下「旧条例」という。) 附則第六条の三に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

2 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三十項の規定の適用を受けるものを除く。)に係るこの条例による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)第四十六条の十の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新条例第四十六条の十八第二項に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十六条の十六及び第四十六条の十九第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

4 新条例第三十八条の二及び附則第六条の五の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する新条例第三十八条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

5 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新条例附則第六条の五の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「附則第八条第一項、附則第九条第一項」とあるのは「附則第九条第一項」と、同条第五号中「附則第八条第一項、附則第十条第一項」とあるのは「附則第十条第一項」とする。

6 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第八条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額とする。

- 一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に
係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額
- 二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合
計額
イ 一万二千円
ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二
に相当する金額
- 7 新条例附則第十一条の二の四第一項又は第四項の規定の適用がある場合における前項
の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則
第十一条の二の四第三項又は第六項の規定により読み替えられた新条例附則第八条第一
項前段の規定により」とする。
- 8 新条例附則第十一条の二の四の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税
について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る旧条例附則第十一条の二
の四第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 9 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新条例附則第十一条の
二の四第六項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「
及び前条第一項の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、前条第一項中
「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（次条第四項の規定の適用がある場合に
は、その適用後の金額。）」とする。
- 10 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行つた旧条例附則第十一条
の二の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲
渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお
従前の例による。
- 11 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十
一日までの間に新条例附則第十一条の二の四第二項に規定する上場株式等（以下この項
において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第十一条の二の二に規定する譲
渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式
等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得
（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則
第十一条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金
額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金
額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令

(平成二十年政令第五百二十二号) 附則第三条第十三項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第十一条の二第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六万円

ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

12 新条例附則第十一条の二の四第四項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(新条例附則第十一条の二の四第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

13 新条例附則第十一条の二の五第二項の規定の適用がある場合における第十一条の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額(新条例附則第十一条の二の五第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

14 新条例附則第十一条の二の九第三項の規定は、所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第十一条の二の九第三項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

15 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間内に新条例附則第十一条の二の九第三項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 平成二十年十二月一日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。